



## 子育て世帯生活支援特別給付金について

低所得の子育て世帯について、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、特別給付金を支給します。

### ひとり親世帯分

- 【支給対象者】
- ア 令和3年4月の児童扶養手当受給者 ※既に手続き済み
  - イ 公的年金などを受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者
  - ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている者

【支給額】 児童一人当たり5万円

【申請期限】 令和4年2月28日（月）まで

【申請場所・申請書配布場所】 役場本庁舎2階子育て支援課

【申請に必要なもの】

- 支給対象者イの方
- ①申請者・請求者本人確認書類の写し
  - ②児童扶養手当の支給要件を確認できる書類（戸籍謄本）  
※児童扶養手当認定を受けている場合は不要  
※児童扶養手当申請と同時期での申請の場合は、写しで可
  - ③収入（所得）額などを証する資料（公的年金等年金額振込通知書など）
  - ④口座を確認できる書類
- 支給対象者ウの方
- ①②④は、イの方と同様
  - ③収入（所得）見込額などを証する資料（給与明細など）  
※申請日の属する月に可能な限り近接した月のもの

★ホームページ URL <http://www.town.hakone.kanagawa.jp>

★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。  
（発行／箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地）

～裏面もご覧ください～

## その他世帯分

- 【支給対象者】
- ア 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者（申請不要）
  - イ アのほか、対象児童（18歳年度末までの子（障がい児については20歳未満）の養育者であって、以下のいずれかに該当する者（要申請）※令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象
    - ・令和3年度分の住民税均等割が非課税である者
    - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者

【支給額】 児童一人当たり5万円

※申請や支給時期など詳しいスケジュールが決まりましたらホームページなどでお知らせします。

照会先 子育て支援課 電話（85）9595

月 日	
サイン	

- ★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。
- ★ この回覧「まちだより」は町のホームページにも掲載しています。

# 選挙公営制度説明会

公職選挙法の改正などにより、町の選挙での候補者の選挙費用について、公費負担の対象が拡大されました。その内容や手続きについて、次のとおり説明会を開催します。

参加を希望する方は、6月11日（金）までに申し込んでください。

- 【日 時】 6月16日（水）19時～20時  
【場 所】 役場本庁舎4階会議室  
【申込方法】 電話で申し込んでください。



選挙公営制度  
ホームページ

申込・照会先 選挙管理委員会 電話（85）7111（内線337）

# 少年少女消防体験参加者募集！

消防本部では、小学校高学年の児童を対象に、消防について理解を深めてもらうとともに防災、防火意識を高めることを目的として、“消防体験”を実施します。奮って応募してください。

【日時】 7月30日（金） 9時～16時

【場所】 神奈川県消防学校（厚木市下津古久<sup>しもつこく</sup>280）

※ 神奈川県消防学校への送迎は、貸し切りバスで行います。

【体験内容】

午 前		午 後
<ul style="list-style-type: none"><li>・入校式</li><li>・オリエンテーション</li><li>・集合訓練</li><li>・消防車の体験乗車</li><li>・放水体験</li></ul>	昼食・休憩	<ul style="list-style-type: none"><li>・子供の危機管理</li><li>・防災体験</li><li>・修了式</li></ul>

【対象】 町内の小学校に在籍する、4・5・6年生の児童

【定員】 25人（申込順）

【持ち物】 筆記用具、マスク、上履き、帽子、タオル、着替えなど

【申込方法】 消防本部および湯本・仙石原・箱根の各消防署にある申込書（5月27日（木）8時30分から配付予定）に必要事項を記入して、受付場所に提出してください。

※ 電話、ファックス、郵送による申し込みは受けません。

【受付期間】 6月21日（月）～25日（金）の9時～17時15分

【受付場所】 消防本部体育訓練室

住所 〒250-0404 箱根町宮ノ下 467-1

【その他】

- ・昼食は消防本部で用意します。
- ・傷害保険は消防本部で加入します。
- ・新型コロナウイルス感染症予防として、消毒、ソーシャルディスタンスの確保など、万全を期して感染防止対策を実施します。
- ・天候や新型コロナウイルス感染症予防の対応により、体験内容などが一部変更となる場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、急きょ、消防体験が中止となる場合がありますので、ご承知おきください。

照会先 消防本部消防総務課予防係 電話（82）4505

# AED 貸出協力施設登録・公表制度を開始しました！

## AED（自動体外式除細動器）とは？

心臓が突然止まるのは、心臓がブルブルと細かくふるえる心室細動が原因となることが少なくありません。この場合にはできるだけ早く心臓に電気ショックを与え、心臓のふるえを取り除くことがとても重要です。

AED は、自動化されていて使用の可否の判断をおこない、音声メッセージで電気ショックが必要かどうか指示をしますので、一般の人でも、簡単・確実に操作することができます。

## AED 貸出協力施設登録・公表制度とは？

AED を無償で貸し出しすることが可能な施設を登録し公表することにより、登録施設の付近で不慮の事故や急病によって、心肺蘇生を必要とする傷病者が発生した場合に、登録施設の AED を活用することで、救命率の向上を図ることを目的としています。

## AED 貸出協力施設を募集しています！

倒れて意識がない傷病者には、「1分1秒でも早く AED を使用した応急手当」が重要です！

事業所などに設置されている AED を地域で広く活用できる環境を作り、一人でも多くの命を救えるように、本制度の趣旨にご理解とご協力をいただける施設を募集しています。

## AED 貸出協力施設の登録基準は？

- ① 承認を受けた AED を設置し、かつ、適切に管理が行われていること。
- ② 営業時間内又は公開時間内は、要請に応じて AED を貸し出すことが可能であること。
- ③ AED 貸出協力施設であることを町のホームページなどにより公表することに同意できること。

## AED 貸出協力施設に登録されると

- ① 右の「AED 貸出協力施設マーク」が交付され、町ホームページに掲載されます。
- ② 使用した電極パッドの補給をします。（補給要件あり）

## 【申込方法】

登録を希望される方は、「町ホームページ」の「緊急・防災・消防」→「AED の貸出協力施設・公開制度について」のページからダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ消防署（本署）へ持参してください。

申込・照会先 消防署警備課救急係 電話（82）4511



箱根町消防本部





## 出張体操教室6月日程表



6月の出張体操教室の予定は次のとおりです。  
健康増進や日頃の運動不足解消に、楽しく講師と一緒に体操をしませんか？

日付	時間	会場
6月8日(火)	10:00 ~ 11:30	社会教育センター 軽スポーツ室
	14:00 ~ 15:30	郷土資料館学習室
6月16日(水)	10:00 ~ 11:30	さくら館 機能訓練室
	14:00 ~ 15:30	仙石原文化センター 和室

※内容は一部変更となることがあります。

- 【対象】 16歳以上
- 【内容】 軽運動とストレッチとを合わせた体に優しい体操です
- 【持ち物】 運動のできる服装、タオル、水筒、会場が社会教育センター・さくら館の場合は室内運動靴、郷土資料館の場合は屋外運動靴
- 【参加方法】 参加費は無料です。会場にて、講師に直接声をかけてください。
- 【その他】 体調が優れない場合は参加を控えてください。  
マスクを着用して来て頂き、手指の消毒を行ってください。  
※新型コロナウイルス感染症の状況により中止となる場合があります。

照会先 教育委員会生涯学習課生涯学習体育係 電話(85)7601



# 危険物安全週間 6月6日～6月12日

推進標語『事故ゼロへ トライ重ねる ワンチーム』

「ガソリン、灯油などの危険物」は、私たちの生活になくてはならないものですが、消防法で定められた次のような性質を持った危険な物質です。

- 火災発生の危険性が高い。
- 火災拡大の危険性が高い。
- 消火が困難である。

ガソリンや灯油、軽油、重油などの石油類は、自動車や暖房器具、ボイラーなどの燃料に幅広く活用されています。

また、これに限らず、油性塗料、アルコール（手指消毒用も含みます）、ベンジン、動植物油、アウトドアなどで使用する化学固形燃料なども身近なものとして使用されていますが危険性の高い物質です。

これらの取扱い方や保存方法を誤ると大きな事故につながり、毎年一般家庭でも、多くの事故が発生しています。

この機会に、家庭や職場で危険物の取扱いについて見直しましょう。



最近、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、感染予防策として「消毒用アルコール」による手指消毒をする機会が増えています。消毒用アルコールも取扱いによっては危険な場合もありますので、注意して使用しましょう。

## 消毒用アルコールの安全な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。一般に消毒用アルコールの物性として、次の特徴があります。

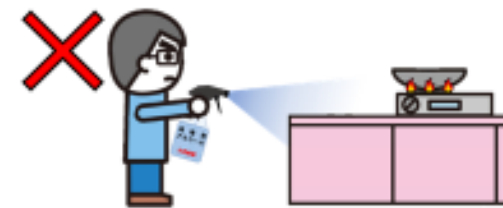
### アルコールの火災予防上の特徴

- 火気に近づけると引火しやすい。
- アルコールから発生する可燃性蒸気は、空気より重く、低いところにたまりやすい。

このため、ご家庭や事業所などにおいて、消毒用アルコールを使用する場合、下記に示す火災予防上の一般的な注意事項に十分注意の上、安全に取り扱ってください。

### ⚠ 火災予防上の一般的な注意事項 ⚠

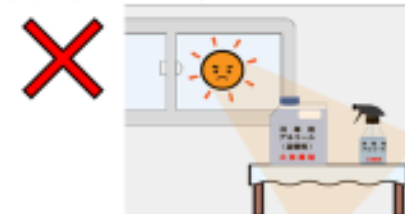
☆ 消毒用アルコールを使用するときは、火気の近くで使用しないようにしましょう。



☆ 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意しましょう。また、詰め替えた容器に“消毒用アルコール”や“火気厳禁”などの注意事項を記載してください。



☆ 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう。



☆ 消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えることのないように気をつけてください。



☆ 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰め替えなどにより、アルコールの可燃性蒸気が滞留するおそれがある場合には、通気性の良い場所や換気が行われている場所で行いましょう。また、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧を行うことはさげましょう。



# ヒーリング・ヨーガ教室

いつもの体調、今日の体調、と自分の内なる声を聞きながらゆるやかに、しなやかに、大切なのは形より内容です。

ヨーガで心と体のヒーリングをお楽しみください。参加費は無料です。  
広い会場で定員を限定し行います。

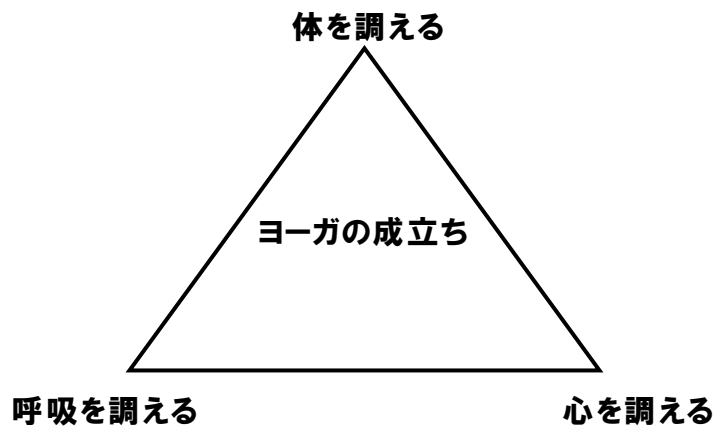
【日 時】

6月 9日 (水)	6月16日 (水)
6月23日 (水)	6月30日 (水)
7月 7日 (水)	

※ 時間はいずれも18時30分～20時  
毎回でなくても参加可能です。

- 【会 場】 社会教育センター軽スポーツ室  
〒250-0406 箱根町小涌谷 520-20
- 【講 師】 ヒーリング・ヨーガ小田原 講師 三森 文枝 さん
- 【対 象】 町内在住・在勤者および当財団賛助会員で小学生以上
- 【定 員】 20名（申込順）
- 【申込方法】 電話で申し込んでください。
- 【その他】 マスク、動きやすい服装、タオル、ヨーガマットまたはバスタオル（敷物）を持参で参加してください。

日常生活に欠かせない「マスク」生活。マスクをつけても身体に負担のない新しい「ヨーガと呼吸法」で、無理なく、静かな、深い呼吸法を体感してください。



申込・照会先 (公財) 箱根町文化・スポーツ財団 電話 (87) 5222



# 明星展・社会教育センターまつり

社会教育センターの定期利用団体で構成された「明星会」主催による作品展「明星展」と「社会教育センターまつり」を開催します。

館内の消毒など、感染症対策を施しております。奮って参加してください。

【期間】 6月4日(金)～6日(日) 9時～17時(最終日は16時まで)

【場所】 社会教育センター

〒250-0406 箱根町小涌谷 520-20

【第42回明星展】

○絵画、手工芸、エッセイなどの作品展示

【第33回社会教育センターまつり】



## [囲碁大会]

碁盤を囲んでみませんか？

○ひめしゃら囲碁の会による囲碁大会 6月4日(金) 13時～17時

## [家族で楽しむ映画会]

懐かしい16mmフィルムで「昭和の箱根」「アニメ」を上映します！

○「箱根の旅」

6月4日(金) 12時～12時20分 6月5日(土)13時30分～13時50分

○「美女と野獣」(子ども向け)

6月6日(日) 14時～14時30分

## [フラダンスショー]

ハワイの素晴らしさに触れる「フラダンス」を体験してみませんか？

○フラ アオ ラニによるフラダンスショー 6月6日(日) 13時～13時30分

○子ども体験教室(フラダンス) 6月6日(日) 13時30分～(15分ほど)

## [その他]

○雑誌のリサイクルコーナー 期間中全日実施  
保存期間が過ぎた雑誌を無料配布します。



## 【新型コロナウイルス感染予防に関する注意事項】

- ・発熱、風邪、咳などの症状のある方、体調がすぐれない方は、入場を遠慮してください。
- ・マスクの着用など、咳エチケットに配慮してください。
- ・入場の際には、検温およびアルコール消毒液での手指消毒をお願いします。
- ・3密にならないよう、観覧する際は人と人との間隔を2mあけ、できるだけ会話は遠慮してください。
- ・館内が混雑する場合は、入場制限を行います。
- ・感染拡大状況や自然災害などにより、急きょ中止する場合があります。



照会先 社会教育センター 電話(82)2694

## イノシシなどの捕獲状況について

現在、町全域でイノシシの出没や掘り起こしなどによる被害が増えています。神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わななどによる捕獲を実施しています。3年度は合計4頭（わな3頭、銃器1頭）です。

なお、捕獲地域は次のとおりです。

※3年度4月末現在地域別捕獲頭数

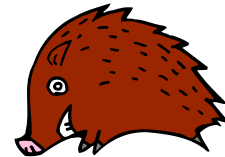
湯本地域1頭、仙石原地域3頭

また、ニホンジカの3年度4月末現在の捕獲頭数は5頭（わな4頭、銃器1頭）です。

なお、現在銃器による捕獲も実施しています。

銃器の使用に当たっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページなどによりお知らせしますので、協力をお願いします。

照会先 環境課美化保全係 電話（85）9565



## イノシシの出没を減らすために

### イノシシへの餌やりや不適切なゴミ捨てはやめましょう！

もし子どものイノシシを見かけても、絶対に餌などを与えないでください。子どものイノシシに餌を与えることで人を恐れなくなり、人に近づいてきたり人里近くに住みつくようになってしまう可能性があることや、近くに親のイノシシがいて人を襲ってくる危険性があります。

また、イノシシは家庭などから出る生ごみや、庭等に生えているユリやタケノコ等のおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを当日の朝に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることや、庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵等で囲うといった対策をとる必要があります。

イノシシなど有害鳥獣の被害防止対策について、マニュアルを作成しました。役場、出張所のほか、町ホームページにも掲載していますので、ご利用ください。

なお、町では、所有する敷地などにイノシシの被害の防止を目的として柵等を設置する方に補助金を交付しています。詳細は問い合わせてください。

※ 野良猫への餌やりはイノシシなどの野生動物をおびきよせる原因になりますので、無責任な餌やりは絶対にしないでください。

みんなで互いに注意し合って、イノシシの出没を減らしましょう。

照会先 環境課美化保全係 電話（85）9565

# 不用品交換情報

譲ります！  
譲ってください！！

(5月10日現在)

## 譲ります

番号	品名	規格	状態	価格
1356	ベビーカー		新品	応相談
1357	勉強机		普通	無料

## 譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2133	キーボード		普通	無料
2134	猫用品	キャリーバッグ、ケージ、シート、フード等	普通	無料
2135	ダイニングテーブル ダイニングチェア		普通	無料

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。  
また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。  
掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 希望の商品が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、連絡してください。
- ※ 本情報は、町内在住者のみ有効となります。  
また、その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行って下さい。  
なお、その際に問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。

申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565

